

No.29

# 「修繕費と資本的支出」

Q

Question

会社の建物が古くなってきたので、屋根の補修と壁のペンキの塗り替えを行いました。このときにかかった費用は損金になりますか？

Answer

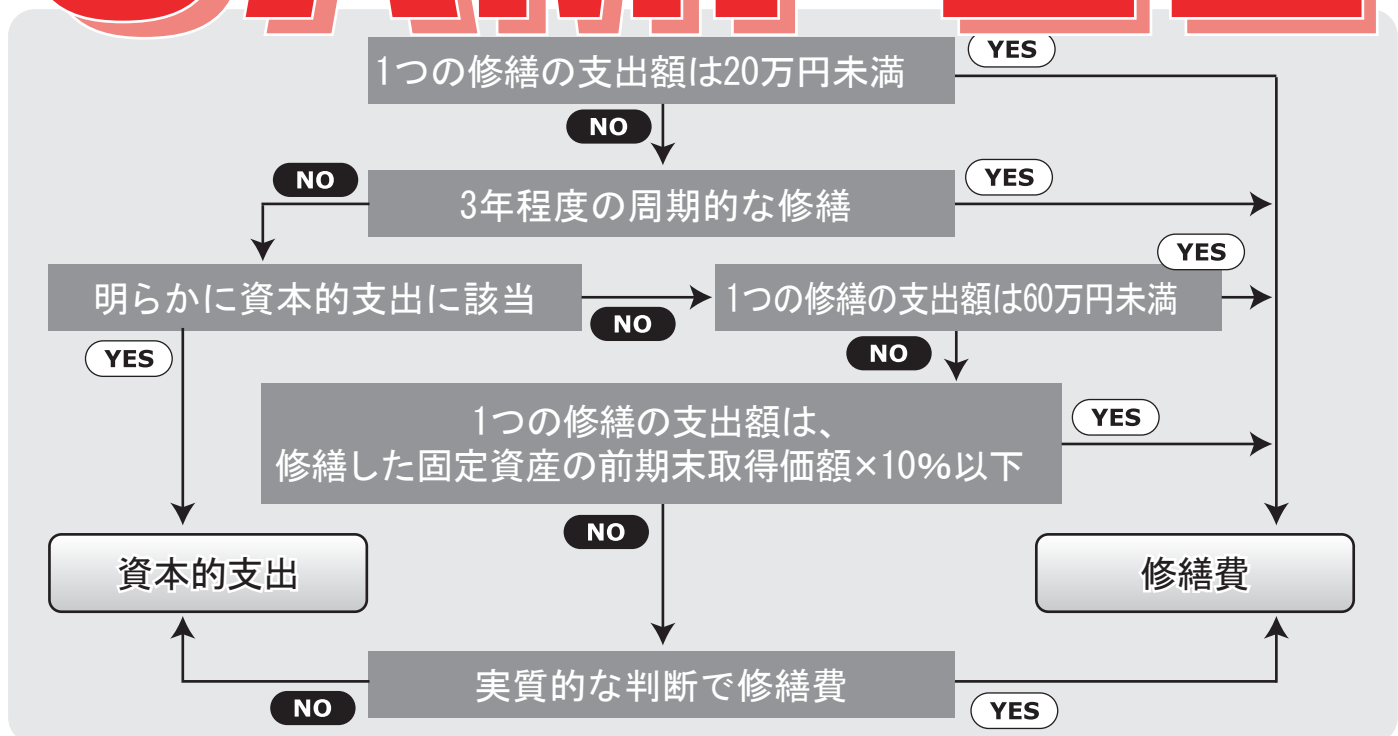
A

原則は修繕費として全額が支出した事業年度の損金になります。ただし、資本的支出になるときは、その金額は資産としてその固定資産の取得価額に計上され、減価償却の方法により複数年にわたり損金として経理処理されます。

●資本的支出とは、固定資産の取得に直接関係する支出であり、その固定資産の取得価額に計上され、減価償却の方法により複数年にわたり損金として経理処理されます。

●修繕費とは、固定資産の取得に直接関係しない支出であり、その固定資産の取得価額に計上され、減価償却の方法により複数年にわたり損金として経理処理されます。

【修繕費と資本的支出の区分】



(注) この内容は基本的な考え方を示したものであり、実際の判断にあたっては、所轄の税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

2005. 10